



佐賀県公報

平成16年
10月4日
(月曜日)
第 12515号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (六一五・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (六一六・〃〃〃〃〃) 二
- 生活保護法に基づく訪問看護事業者の指定 (六一七・〃〃〃〃〃) 二
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (六一八・〃〃〃〃〃) 二
- 吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日 (六一九・まちづくり推進課) 二
- 保安林の解除 (六二〇・森林整備課) 三
- 保安林予定森林 (六二一・〃〃〃〃〃) 三
- 解除予定保安林 (六二二・〃〃〃〃〃) 三
- 道路の区域の変更 (六二三・道 路 課) 三
- 道路の供用開始 (六二四・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の区域の変更 (六二五・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の供用開始 (六二六・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の区域の変更 (六二七・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の供用開始 (六二八・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の区域の変更 (六二九・〃〃〃〃〃) 四
- 道路の供用開始 (六三〇・〃〃〃〃〃) 四

公 告

選挙管理委員会事項

(告 示・四六)

(農産課)

(〃〃・四七)
九 七 六

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表 (〃〃・四九)
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〃〃・五一) 一
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〃〃・五一) 一
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (〃〃・四九)
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散 (〃〃・五一) 一

- 平成十六年九月八日付け佐賀県公報号外中訂正

(監査委員事務局) 一〇

正誤

○ 告 示

●佐賀県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の一の規定により、次とおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
佐賀県立泌尿器科 むなかた泌尿器科 くろいわ子供内科 有限会社カワサキ調剤薬局	佐賀市兵庫町大字瓦町一〇九六番 地二	平成一六・六・三〇

年 月 日	免 除 す る 使 用 料 等
平成一六年一〇月二三日	入園料及び駐車場の使用料
平成一六年一〇月二十四日	"

●佐賀県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一二六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川康

(一) 解除に係る保安林の所在場所

東松浦郡呼子町大字大友字畑ヶ田八四五三の一

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅のため

(一) 解除に係る保安林の所在場所

東松浦郡呼子町大字大友字畑ヶ田八四五三の一

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅のため

●佐賀県告示第六百二十一号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川康

一 解除予定に係る保安林の所在場所
鹿島市大字三河内字板垣丙一八九一の二、字横竹丁一一八五の四

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

水源のかん養

一 解除予定に係る保安林の所在場所
鹿島市大字三河内字板垣丙一八九一の二、字横竹丁一一八五の四

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

年 月 日	免 除 す る 使 用 料 等
平成十六年十月四日	佐賀県知事 古川康
平成十六年十月四日	佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	の 後 の 別 前	区 域
県道 佐賀川久保鳥栖				
三養基郡中原町大字簗原字本村三三一 八八番一地先から				
三養基郡中原町大字簗原字吉原三九 五七番一地先まで				
三養基郡中原町大字簗原字吉原三九 五七番一地先まで	前	後	幅 メートル	
八八番一地先から	八・〇	一〇・二	延 メートル	
三養基郡中原町大字簗原字吉原三九 五七番一地先まで	一九・二	二〇・二	延 メートル	
三養基郡中原町大字簗原字吉原三九 五七番一地先まで	八〇六・四	八〇六・〇	延 メートル	

●佐賀県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	地先から 地先まで	三養基郡中原町大字簗原字本村三三一八八番一 三養基郡中原町大字簗原字吉原三九五七番一	県道 佐賀川久保鳥栖
	平成一六・一〇・四			

●佐賀県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	の 後 の 別 前	区 域
県道 七山厳木線				
東松浦郡厳木町大字浦川内字天神森 六一六番一地先から				
東松浦郡厳木町大字牧瀬字一ト踊七 五番一七地先まで				
東松浦郡厳木町大字浦川内字天神森 六一六番一地先から	前	後	幅 メートル	
東松浦郡厳木町大字牧瀬字一ト踊七 五番一七地先まで	一三・七 七・六	二五・〇 八・二	延 メートル	
東松浦郡厳木町大字牧瀬字一ト踊七 五番一七地先まで	五〇八・四	五〇六・五	延 メートル	

●佐賀県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
七山巖木線 一地先から 東松浦郡巖木町大字牧瀬字一ト踊七五番一七 地先まで	東松浦郡巖木町大字浦川内字天神森六一六番	平成一六・一〇・四

●佐賀県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間 変更前	区間	道路の区間 変更後
山崎町切線 東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四 ○九番一地先から 東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四 四六番六地先まで 四六番六地先まで	東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四 ○九番一地先から 東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四 四六番六地先まで 四六番六地先まで	古川	古川	古川
前	後	一六・五	一一・五	一九〇・五
四・九	一六・三	一八七・二	一八七・二	一九〇・五

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
七山巖木線 一地先から 東松浦郡巖木町大字牧瀬字一ト踊七五番一七 地先まで	東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一 地先まで	平成一六・一〇・四

●佐賀県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間 変更前	区間	道路の区間 変更後
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四五五番七地先まで	古川	古川	古川
前	後	四六・〇	一八・四	一八・四
一七・七	四六・〇	二一〇四・八	二一〇四・八	二一〇四・八

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
七山巖木線 一地先から 東松浦郡巖木町大字牧瀬字一ト踊七五番一七 地先まで	東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一 地先まで	平成一六・一〇・四

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

平成16年10月4日(月)

佐賀県公報

●佐賀県知事印第六回三十号

道路法（昭和11十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の
いおつ道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月11日
まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 110七号	藤津郡太良町大字大浦字上崎野1-1回45番 藤津郡太良町大字大浦字上崎野1-1回45番 七地先まど	平成16・10・11

○隸屬権限委員会幹事

●佐賀県選舉管理委員会印第五回十六号

政治資金規正法（昭和11十二年法律第百九十四号）第六条第一項の規定によ
る政治団体の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、その名
称等を次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選舉管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行ふ 者の名称及び住所	事業規程の変更 承認に係る農地 保有合理化事業 の種類	事業規程の変更 内容	変更の承認年月 日
佐城農業協同組合 小城郡小城町東小路158番 地1	農地売買等事業 (法第4条第2 項第1号に規定 する事業をいう。)	農地売買等事業 実施における売 渡し対象者の年 齢要件変更等	平成16年9月22

神埼郡農業協同組合 神埼郡神埼町大字篠3456番 地5	"	"	"
上場農業協同組合 東松浦郡鎮西町大字岩野26 9番地1	"	"	"
佐賀松浦農業協同組合 東松浦郡相知町大字中山35 23番地1	"	"	"
社団法人鳥栖基山農業公社 鳥栖市神辺町95番地3	"	"	"
●佐賀県選舉管理委員会印第五回十六号	政治資金規正法（昭和11十二年法律第百九十四号）第六条第一項の規定によ る政治団体の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、その名 称等を次のとおり公表する。	平成十六年十月四日	佐賀県選舉管理委員会 委員長 松尾紀男 一 政党 佐賀県知事 古川 康
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主 党 佐賀県杵島郡第四支局 自由民主党 佐賀県伊万里市第四支局 地1	石倉秀郷 池田和幸 松尾真介 松尾禮治郎	杵島郡江北町大字八町上古川内 伊万里市瀬戸町1-1111五-五	杵島郡江北町大字八町上古川内 伊万里市瀬戸町1-1111五-五
11 やの他の政治団体			

政治団体の名称		代表者の氏名		主たる事務所の所在地		一 政党	
会計責任者の氏名		会計責任者の氏名		会計責任者の氏名		会計責任者の氏名	
杉原豊喜後援会	福地 輝雄	堤 正之	高塚 正人	力武 昭俊	小城郡山内町大字島海一八四三	自由民主党佐賀県文教振興	新
林富佳後援会	池田 昭行	堤 いと代	九一	H二〇二	佐賀市鍋島町八戸溝二〇七一一	自由民主党三義基郡協議会	佐賀市鍋島三丁目一〇
堤まさゆき後援会	北川 芳行	草野賢一郎	四	杵島郡有明町大字戸ヶ里二七七	自由民主党北茂安町支部	佐賀市鍋島二九〇二一四	佐賀市北茂安町大字一
定松一生後援会	牟田 洋子	佐賀市城内二丁目一二一一五	佐賀市城内二丁目一二一一五	佐賀市城内二丁目一二一一五	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
岩尾幸代さんを応援する会	松本茂幸	佐賀市鬼丸町七番一八号	佐賀市鬼丸町七番一八号	佐賀市鬼丸町七番一八号	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
佐賀県社会福祉政治連盟	諸隈 正剛	三好美代子	佐賀市城内二丁目一二一一五	佐賀市城内二丁目一二一一五	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
佐賀県商工青年政治連盟	松本茂幸	佐賀市鬼丸町七番一八号	佐賀市鬼丸町七番一八号	佐賀市鬼丸町七番一八号	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
日本精神科病院協会	弘友 和夫	神崎郡神埼町大字本堀九三六番	神崎郡神埼町大字本堀九三六番	神崎郡神埼町大字本堀九三六番	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
佐賀県支部政治連盟	井上 克己	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
白武悟後援会	弘友 和夫	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
小石弘和後援会	牧原 康	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
内田 孝喜	白武 哲	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
小林 陽一	白武 嘉人	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	佐賀市鍋島四一九一八サン・ラ	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
鳥栖市萱方町一五一九	番地の一	杵島郡白石町大字築切二六九五	杵島郡白石町大字築切二六九五	杵島郡白石町大字築切二六九五	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
自由民主党支部	自由民主党支部	自由民主党支部	自由民主党支部	自由民主党支部	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
自由民主党佐賀県内航海運	自由民主党佐賀県内航海運	自由民主党佐賀県内航海運	自由民主党佐賀県内航海運	自由民主党佐賀県内航海運	自由民主党北茂安町支部	三養基郡北茂安町大字一	三養基郡北茂安町大字一
会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
前田 清次郎	石田 恵	三好宏之	馬渡雅敏	中村雄一郎	青木幸平	福田大治郎	沖田信光
小池善夫	平田常吉	前田恭宏	桐山欣三	楠田一	小池幸照	凌俊朗	片江護

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治

団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

前田くにあき後援会	川原田ひろあき後援会	唐津東松浦医師連盟	岡口重文後援会	俊政会	清流会	政治団体の名称	二 その他の政治団体	自由民主党北茂安町支部	自由民主党三養基郡協議会	自由民主党佐賀県電気通信支部	自由民主党佐賀県宅建支部	自由民主党佐賀県看護連盟支部	会計責任者	会計責任者
代表者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	異動事項	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
中山良八	川原田勝子	大庭忠弘	原里好	下平悟	平川伸一	主たる事務所の所在地	佐賀郡久保田町大字徳万二二九一番地一	藤渡正市	中島一彦	片倉日龍雄	佐賀市高木瀬西五十九	神埼郡東脊振村大字石動二八九七番地三	岡野敬司郎	岩永英毅
三好健太郎	糸山修	河野一郎	馬場崎力	田代勉	松浦正欣	主たる事務所の所在地	佐賀市駅前中央一丁目〇一一二九	森春雄	牛島重憲	白壁二九〇二一二四	佐賀市高木瀬西三一九	神埼郡東脊振村大字石動三一八九	直塚一	満松清次郎
のこの知恵子佐賀県後援会	佐賀県不動産政治連盟	佐賀県ビルメンテナンス政	治連盟	佐賀県トランク政治連盟	かとう邦子後援会	西村嘉宣後援会	佐賀県土地改良政治連盟	岩永浩美後援会	西村嘉宣後援会	古川康後援会	佐賀県医師連盟	西島英利佐賀県医療界後援	武見敬三佐賀県医療界後援	諸富家具振興協同組合政治連盟
所の所在地	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
神埼郡東脊振村大字石動二八九七番地三	福田清道	伊藤常文	三好宏之	馬渡雅敏	吉田由子	山口好子	佐賀市金立町大字金立二二一五二三一	小野敏勝	井本勇	佐賀市白山一四一	佐賀市天祐二丁目三番	酒井田柿右衛門	沖田信光	宮地武志
神埼郡東脊振村大字石動三一八九番地	直塚一	馬場謙吾	前田恭宏	桐山欣三	古賀昌子	中島義隆	佐賀市金立町大字金立二二二二一四	岩永正太	中溝正人	西松浦郡有田町本町丙九七二一五	佐賀市新栄東四丁目一番一號	楠田久男	凌俊朗	轟木誠

● 佐賀県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
横田ひろき後援会	中島 哲夫	平成一五年一二月三一日
林富佳後援会	大坪 正彦	平成一二年一二月三一日
佐賀県社会福祉政治連盟	諸隈 正剛	平成一六年三月三一日
ひぐち久俊後援会	長沼 富士男	平成一六年四月二六日
俊政会	樋口 久俊	平成一六年四月三〇日
水田唯市後援会	田原 英征	平成一六年四月三〇日
水田唯市政経懇話会	田中 豊	平成一五年一二月三一日
川崎辰夫後援会	山口 篤	平成一六年六月三〇日
三村かほる後援会	水田 唯市	平成一五年一二月三一日
佐賀県商工青年政治連盟	江島 徳太郎	平成一六年七月一五日
小石弘和後援会	内田 孝喜	平成一六年八月一一日

● 佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

堤 正之 資金管理団体の氏名	議員 佐賀市議会	公職の種類
堤まさゆき後 援会	堤まさゆき後 援会	資金管理団体の名称
佐賀市鍋島町八戸溝一〇七 一H二〇二〇二	佐賀市鍋島町八戸溝一〇七 一H二〇二〇二	主たる事務所の所在地
堤 正之 代表者の氏名	堤 正之 代表者の氏名	

● 佐賀県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項
清流会	新

西村嘉宣後援会	俊政会	西村嘉宣後援会	清流会	資金管理団体の名称	新
所の所在事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	資金管理団体の名称	新
所の所在事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	資金管理団体の名称	新
所の所在事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	資金管理団体の名称	新
二二二五 一三二	二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四
佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立	佐賀市駅前中央一丁目	佐賀郡久保田町大字徳	佐賀郡久保田町大字徳	佐賀郡久保田町大字徳
二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	万二二九一 一一	万二二九一 一一	万二二九一 一一
二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	○一 九	○一 九	○一 九
二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	佐賀市兵庫町藤木二二	佐賀市兵庫町藤木二二	佐賀市兵庫町藤木二二
二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	二二二五 一三二	二二二五 一三二	二二二五 一三二
二二二一 四	二二二一 四	二二二一 四	佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

6	頁	江島 徳太郎	水田 唯市	樋口 久俊	資金管理団体 の指定の取消し た者の氏名	公職の種 類			
右から九行目 及び十一行目	下段	佐賀市議 会議員	佐賀県議	事佐賀県知	公職の種 類	資金管理団 体の名称			
		後援会 江島徳太郎	水田唯市政 経懇話会	俊政会	主たる事務所の所 在地				
		千佐布 市金立町大字 二四〇〇一一二	神埼郡神埼町大字 番地 二三二五	佐賀市駅前中央一 丁目一番一号					
		江島 徳太郎	水田 唯市	樋口 久俊	代表者の氏名	届出年月日			
		七平成一六年 五月一五日	平成一六年 五月一二日	平成一六年 四月二六日					

○ 正誤

平成十六年九月八日付け佐賀県公報号外中訂正

6

箇所

誤

正

購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課平成十六年十月四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康行発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)